

辻堂市民センターまつり参加費及び協賛金制度実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、辻堂市民センターまつり（以下「まつり」という。）を持続可能な仕組みとすること、及び受益者負担の適正化を図るため、辻堂市民センターまつり実行委員会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、模擬店出店者から徴収する参加費及び協賛金の運用、並びに出店者の公募・選考に関し必要な事項を定める。

(出店者の負担金)

第2条 出店者は、次に掲げる負担金を支払わなければならない。

- (1) 参加費：1,000円
- (2) 協賛金：駐車場1台分相当のスペースにつき3,000円（1日につき）
- 2 テント（駐車場1台分相当）を使用する場合も、前項第1号及び第2号と同額を負担する。
- 3 天候等によりまつりが中止となった場合であっても、既納の負担金は返金しない。

(徴収対象者)

第3条 負担金の徴収対象者は営利団体とする。ただし、非営利団体は除外するものとし、具体的な対象の範囲については、辻堂市民センターまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）において決定する。

(出店者の公募手続)

第4条 実行委員会は、出店スペースに余剰がある場合、市ホームページ等による周知を行い、出店者を公募するものとする。

- 2 出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、所定の申込書及び誓約書を提出しなければならない。
- 3 公募により申し込んだ出店者については、実行委員会において報告し、承認を得るものとする。

(選考プロセス及び基準)

第5条 前条第3項の規定による承認にあたり、申込数が予定数を超過した場合は、以下のプロセス及び基準により選考を行う。

(1) 選考プロセス

- ① 事務局による形式審査（書類不備や禁止事項への抵触の確認）
- ② 実行委員会による内容審査及び承認

(2) 選考基準

- ① まつりの趣旨への合致及び地域活性化への寄与
- ② 飲食物の衛生管理及び安全対策の徹底
- ③ 販売価格の妥当性（同一品目においては、販売価格が安価な団体を優先する）
- ④ 販売品目の多様性（特定の品目への著しい重複の回避）

⑤ 過去の実績及び実行委員会の指示に対する遵守状況

(出店の取消し)

第6条 以下のいずれかに該当する場合、実行委員会は出店の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があった場合。
- (2) 本要綱に定める遵守事項や、実行委員会の指示に違反した場合。
- (3) その他、安全な運営に支障があると実行委員会が判断した場合。

(販売品及び遵守事項)

第7条 出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飲食物の販売にあたっては、衛生面に注意を払い、食中毒等を発生させないように細心の注意を払うこと。
- (2) 酒類の販売は禁止とする。
- (3) 安全性に配慮し、危険と思われる物品の販売は禁止とする。
- (4) 小物等の販売は、新品・中古品の区別を明確にすること。
- (5) 仕入れは、天候等を考慮し、各出店者の自己責任において行うこと。
- (6) 設営・撤去の時間、及びゴミの処理については、実行委員会の指示に従うこと。

(備品等の提供)

第8条 実行委員会が用意する備品は、テント（貸出の場合）、机、椅子、パネル、電源（ワット数に上限あり）とする。ただし、机・椅子等の数には限りがあるため、各団体の希望に沿えない場合がある。

(令和8年度における経過措置)

第9条 令和8年度の運用に限り、これまでの経緯及び朝市出店者との公平性確保の観点から、以下の経過措置を設ける。

- (1) 令和7年度の出店者のうち、継続して出店意思を示した団体については、優先的に令和8年度の出店者とする。
- (2) 前号に規定する優先出店者からは、令和8年度の参加費及び協賛金は徴収しない。
- (3) 令和8年度における公募及び負担金の徴収は、前2号による優先出店分を除いた余剰スペースに対してのみ実施する。

2 令和9年度以降は、全ての出店者を公募の対象とし、かつ全ての出店者から参加費及び協賛金を徴収するものとする。

(委任)

第10条 本要綱に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は実行委員会が別に定める。

付則 本要綱は、令和8年4月1日から施行する。